一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡川場村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡川場村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

川場村（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡川場村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡川場村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　干害の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　埼玉県飯能市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

飯能市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県米原市顔戸字日撫山七八、字一ノ城七九、字あめたび一一七、字朝妻山一一八、一三三、一三四、寺倉字総寧寺谷一〇四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市信楽町多羅尾字的場八二八の七（次の図に示す部分に限る。）、八二八、八二八の八から八二八の四六まで、字湯ノ谷九五一、字上六呂川八七一の一、字遠見塚八八〇、八八六から八八八まで、字伊賀辻一二三〇、一二三一、字地蔵ケ谷一二七四、字東山一七五〇、一七五〇の三から一七五〇の五八まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字的場八二八・八二八の七・八二八の三〇から八二八の四六まで（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、八二八の一七、字上六呂川八七一の一、字東山一七五〇・一七五〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七五〇の一五、一七五〇の一六、一七五〇の二七、一七五〇の三一、一七五〇の三三から一七五〇の三五まで、一七五〇の四九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市信楽町多羅尾字的場八二八の七（次の図に示す部分に限る。）、八二八、八二八の八から八二八の四六まで、字湯ノ谷九五一、字上六呂川八七一の一、字遠見塚八八〇、八八六から八八八まで、字伊賀辻一二三〇、一二三一、字地蔵ケ谷一二七四、字東山一七五〇、一七五〇の三から一七五〇の五八まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字的場八二八・八二八の七・八二八の三〇から八二八の四六まで（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、八二八の一七、字上六呂川八七一の一、字東山一七五〇・一七五〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七五〇の一五、一七五〇の一六、一七五〇の二七、一七五〇の三一、一七五〇の三三から一七五〇の三五まで、一七五〇の四九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市信楽町多羅尾字的場八二八の七（次の図に示す部分に限る。）、八二八、八二八の八から八二八の四六まで、字湯ノ谷九五一、字上六呂川八七一の一、字遠見塚八八〇、八八六から八八八まで、字伊賀辻一二三〇、一二三一、字地蔵ケ谷一二七四、字東山一七五〇、一七五〇の三から一七五〇の五八まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字的場八二八・八二八の七・八二八の三〇から八二八の四六まで（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、八二八の一七、字上六呂川八七一の一、字東山一七五〇・一七五〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七五〇の一五、一七五〇の一六、一七五〇の二七、一七五〇の三一、一七五〇の三三から一七五〇の三五まで、一七五〇の四九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五十五